

東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所
計量管理規定の変更について

・ 審査の結果

東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所に係る計量管理規定に関し、東京電力ホールディングス株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」(令和3年4月14日付け原管発官R3第22号をもって申請。以下「申請書」という。)について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」に該当しないと認められる。

・ 変更内容

事業者が提出した申請書によれば、変更内容は以下のとおりである。

組織改編に伴う変更

法律改正に伴う変更

新燃料移動経路の追加

記載の適正化に伴う変更

・ 審査の内容

審査にあたっては、計量管理規定の変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則(昭和36年総理府令第50号。以下「国規物規則」という。)第4条の2の2表中の上欄に掲げる区分のうち、「核燃料物質の使用(使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。)を行う場合(非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。)」に対応する下欄各号の事項が記載されていること及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」に該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

組織改編に伴う変更

- ・ 廃止措置へ移行することに伴い組織の改編を行い、これまで「ユニット所長」、「運転管理部長」の下に炉に係る計量管理を行う「燃料GM」を配置していたところ、「燃料GM」を「燃料・輸送GM」と名称変更すると共に、廃止措置に係る組織である「廃止措置安全セ

ンター所長」、「安全総括部長」の下とするとしていること。

- ・ 廃止措置へ移行することに伴い組織の改編を行い、使用の許可に係る計量管理を行う「計測制御GM」の上位である「保全部長」を「保全・工事部長」と名称変更すること。

法律改正に伴う変更

- ・ 法の改正に伴う条ずれ対応であること（第23条、第48条）。
- ・ 法の改正に伴う用語の変更対応であること（別表 - 5）。
- ・ 法の改正に伴う項目の追加、変更であること（別表 - 8）。

新燃料移動経路の追加

これまでは新燃料の移動は、KMPA（新燃料貯蔵庫等）からKMP C（使用済燃料プール等）のみであったが、廃止措置に伴う燃料の払出しに係る作業の観点から、逆ルート（KMP C（使用済燃料プールに限る）KMP A）を追加するものであること。

記載の適正化に伴う変更

別図 - 2 (2) について、2 ページに亘って記載されていたものを、1 ページに収まるよう修正したものであること。